

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第309号)

平成16年6月16日

横 情 審 答 申 第 309 号

平 成 16 年 6 月 16 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 14 年 3 月 13 日 建 西 指 第 36 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す。

「 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可 申 請 書 (第 13 保 規 9 号) 」 の 非 開 示
決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成に関する工事の許可申請書（第13保規9号）」を非開示とした決定のうち、別表に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「宅地造成に関する工事の許可申請書（第13保規9号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年12月26日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第5号に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、建築士免許証は、個人の生年月日が記載されており、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当する。

(2) 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、造成断面図、擁壁展開図、擁壁構造種別図、擁壁の構造図及び構造計算書は、設計の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位を害することとなるため、本号に該当する。

(3) 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、許可申請書、委任状及び残土受入承諾書に押印された代表者印については、開示することにより当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

(4) 情報公開条例第7条第2項第5号の該当性について

本号該当性については、本件処分に係る非開示決定通知書に記載していなかったが、

該当するため追加で主張する。

本件申立文書は、行政処分（許可）前の書類であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、審査の過程において、添付図面等に相当の変更が行われる可能性があるもので、市民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため、本号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 当該宅地造成の事業主である法人は、申立人あての「造成計画の御案内」文書で本件土地に係る宅地造成に関する許可申請を提出していることをうたい、計画平面図と計画断面図を添付している。当該「御案内文書」と横浜市からの非開示決定通知書の「非開示とする根拠規定を適用する理由」との整合性が理解できない。

- (3) 造成計画の対象区域は、申請人である法人が単独で所有する土地ではなく、国有財産である公道と一体となっており、それぞれ単独では物理的に造成不可能な場所である。

一方、横浜市は、「平成12年2月に情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市政に関する説明責務を明記するとともに行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、審議会等の会議の公開や出資法人等の情報公開にも取り組むなど情報公開の総合的な推進を図っている。」としている。

- (4) 西部建築事務所は、何故当該公道の一民間業者への払い下げ、その後の廃道が物理的に絶対条件となる宅地造成計画に関して、市民、とりわけ公道隣接住民の情報開示請求を拒否するのか。また、単独で公道の廃道を伴う宅地造成を許可する権限を何人より与えられているのか。

- (5) 公道のどの部分を含む宅地造成計画が行われているのかは、平成8、9年頃より承知している。従って、公道の払い下げ及び振り替えに反対している。

当該法人がどのような方法で工事を施工するとか、その他土木技術に関しては全く関心はなく、単に公道のどの部分を造成するのか開示を求めている。

- (6) 公道の払い下げ、その後の廃道を伴う宅地造成について、許可前に、市民、特に隣接住民の知る権利は認められないのか。公道の宅地造成変更に伴う公益性は何があるのか。一民間事業者のみが恩恵にあずかるのである。

- (7) 異議申立書及びその後の他の情報開示請求で明らかなように、開示を求めているのは、公道のどの部分を宅地造成許可申請書に対し許可を与えるよう、西部建築事務所が検討しているかである。
- (8) 公道は横浜市又は市民の財産である。その場所について現に宅地造成許可を与えようと西部建築事務所が検討中である。業者には公道部分は知らせても、一般市民とりわけ公道隣接住民には何故知らせることができないのか。
- (9) 少なくとも公道部分の場所を開示できない具体的理由を説明すべきである。
- (10) 本件申立文書のうち、「横浜市道払い下げ及び私有道路寄付のための事前調査回答書」（以下「本件回答書」という。）について、本件では非開示としているが、申立人の別の開示請求において道路局路政課では開示している。

5 審査会の判断

(1) 宅地造成に関する工事の許可について

横浜市では、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づき、宅地造成に伴う崖崩れなどの災害を防止し、安全な宅地を供給するため、宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事について許可制度により技術的審査を行っている。

(2) 本件申立文書について

宅地造成に関する工事の許可申請書及び添付書類（以下「宅造許可申請書等」という。）は、宅地造成を行おうとするものが作成し、許可を得るために行政庁に提出するものである。

本件申立文書は、西部建築事務所を受付後、現在審査中で許可がなされていない宅造許可申請書等であって、宅地造成に関する工事の許可申請書及び添付書類（審査調書、委任状、残土受入承諾書、横浜市道払い下げ及び私有道路寄付のための事前調査回答書、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書、建築士免許証、土地登記簿全部事項証明書、図面（位置図、公図の写し、求積図、現況図、造成計画平面図、造成断面図、排水計画平面図、排水施設区画割図（排水縦断面図）、がけの詳細断面図、擁壁の展開図、擁壁の構造図及び排水施設の構造図等）、計算書）で構成されている。

(3) 情報公開条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混

乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書の全部について、行政処分前の書類であって、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、審査の過程において、添付図面等に相当の変更が行われる可能性があるもので、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件処分の妥当性について検討するため、平成16年1月16日に実施機関から事情聴取を行ったところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 建築局では、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅造法に基づく確認や許可等に関しては、それぞれの行政処分後に開示する取扱いをしている。

その主な理由は、申請されてから許可等を決定するまでの間に、提出された図面や書類の中身が差し替え等により相当変わるので、それを途中で開示すると、市民に無用の混乱が生じるためである。

(イ) 開発許可等の申請書類は、全体が未完結のものであり、最終的に許可・確認等の処分が行われたものでないと開示できない。開発許可等の申請を許可か不許可にするかを決定するために、事前回答書とか審査調書等で関係各局の見解を求めている。申請者が提出してくる図面等が許可基準に合致している場合に、最終的に許可するものであり、許可するために訂正が必要なものがあれば、その部分に変更される。

一字二字の文言訂正であれば訂正印を押して直せるが、図面全体に訂正が必要となり図面として成り立たない場合は、図面全体を差し替えることも実務上多い。それを許可前に開示して、その後、行政庁の訂正の指示により図面等が変わった後、別の開示請求に対して開示した場合は、違う内容のものが複数出ることとなり、それが一人歩きしていったときには、まさしく市民等に無用の混乱を招く可能性がある。その中で利益や不利益が生じるものも出る。

(ウ) 前記(イ)のことから、許可基準等に合った図面・書類や計画に直させた最終形のものでないと開示できない。許可前の途中段階での部分開示はしていない。

(エ) 本件回答書については、道路局において決裁権者の意思決定が済んでおり完結文書になっているため開示しているが、建築局においては、行政処分前のものであり、本件回答書も併せて、本件申立文書全体を包括的に宅地造成許可等の判断

を行うことから、本号を根拠に非開示としている。

エ 他方、実施機関は、一定規模以上の開発事業を対象に、開発事業者、住民及び横浜市が協働して、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的とした、横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号。以下「開発調整条例」という。）を平成16年3月5日に公布し、同年9月1日から施行（第2章開発事業に関する手続きについては同年6月1日施行）することとしている。同条例第4条では、横浜市の責務として開発事業に関する情報の提供を行うことや本制度の円滑な運用を図るための措置を講じることを規定し、第5条では、開発事業者の責務として地域まちづくり計画・周辺環境と調和する開発事業を行うこと等を規定している。また、同条例の目的を実現するために、開発事業構想の住民への周知、住民意見の聴取に関する手続き、特定大規模開発事業の市長との協議等について規定している。

オ 前記の実施機関の説明や最近の開発調整条例制定の状況も踏まえて当審査会が検討した。

確かに、本件申立文書は、宅地造成許可処分がなされる前段階の市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議を行う際の基礎となる情報であって、実施機関における今後の許可決定の検討過程で訂正等によって内容が変更される可能性のある未確定のものであることから開示請求が訂正の前後でなされて、内容の異なる複数の申請書類等が公になった場合には、実施機関が主張するように、許可前の未確定の情報を当該宅地造成許可の最終的な確定した情報と市民が誤解をする可能性があることは否定できない。

しかしながら、本件申立文書のような行政庁に提出された許可申請書類等については、許可決定の検討過程で、申請書類等の訂正や追加提出等によって内容に変更が生じる可能性のあることは、一般的に想定されることであって、実施機関が、未確定のもので今後変更される可能性のあることを説明することにより、市民が誤解をする可能性も逡減することができる。

カ そして、実施機関が、法令に基づく許可申請前の段階で、行政の最終的な意思決定がなされていない情報についても、開発調整条例によって、開発事業者に対して、開発事業に係る情報を積極的に地域住民に提供して説明することを求めたり、開発事業に係る情報提供を行うことを自らの責務として課していることを勘案すると、本件申立文書のように、開発調整条例の適用対象外の小規模な宅地造成等に係る情

報や、法令に基づく許可申請後許可決定される前の申請書類に係る情報の取扱いについても、開発調整条例の趣旨や制定の背景を踏まえて、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るために必要な情報については、積極的に開示していくことが、社会的要請であり、かつ、開発調整条例の趣旨とも合致するものとする。

このように、本件申立文書については、原則として開示することが要請されている情報であり、これを公にしても、実施機関が主張するように、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまではいえない。

キ また、本件申立文書は、市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議を行う際の基礎となる情報ではあるが、そもそも、宅地造成許可という行政処分決定を行うに際しては、法令等で規定された技術的基準に適合するか否かによって判断を行うものであることから、これらの情報が公になった場合に、仮に外部から何らかの働きかけがあったとしても、それによって判断を変更することができる性質のものではなく、実施機関が主張するように、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとは考え難い。

したがって、最終的な意思決定が行われる前の現時点において、これを公にしても、宅地造成許可という行政処分決定の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。

以上のとおり、本件申立文書については、本号の該当性を認めることはできないので、以下、情報公開条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号の各号の該当性について個別に検討する。

(4) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、建築士免許証に記録されている個人の生年月日について、本号に該当するとしている。

ウ 本件申立文書のうち、建築士免許証に記録されている個人の生年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(5) 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、造成断面図、擁壁展開図、擁壁構造種別図、擁壁の構造図及び構造計算書については、設計の技術的ノウハウが含まれており、これらの情報を開示すると、当該法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位を害することとなるため、本号アに該当するとしているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、造成断面図、擁壁展開図、擁壁構造種別図及び擁壁の構造図は、設計者がどのような構造や配置にするかなど、創意と工夫をこらして作成されたものであって、各図面には、本件宅地造成に伴い築造する擁壁の断面、配置、構造、鉄筋の配筋、工法等の情報が寸法等の数値と併せて詳細に記録されており、当該情報には、当該擁壁に係る図面の設計者である法人の技術的ノウハウが含まれている。

したがって、各図面に記録されているこれらの情報を開示すると、設計上の技術的ノウハウが他の事業者等に知られることとなり、当該擁壁の設計者である法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位を害することとなるため、本号アに該当する。

エ 本件申立文書のうち、構造計算書は、当該擁壁を設計するに当たり、設計者がどのような構造や配置にするかなど、創意と工夫をこらして作成されたものであって、設計者が擁壁の強度等を詳細に算出した数式や、図面等が記録されており、当該情報には、当該擁壁を設計した設計者である法人の技術的ノウハウが含まれている。

したがって、これらの情報を開示すると、設計上の技術的ノウハウが他の事業者等に知られることとなり、当該擁壁の設計者である法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位を害することとなるため、本号アに該当する。

オ そして、実施機関は、本件申立文書のうち、残土受入承諾書及び排水設備計画確

認申請書については情報公開条例第7条第2項第5号の該当性のみを主張しており、本号の該当性については主張していないが、当審査会としては、当該文書のうち、次の情報については本号に該当するものと判断した。

残土受入承諾書のうち、受入場所、受入業者の郵便番号・住所・名称・代表者氏名・電話番号及び搬出業者については、本件宅地造成の申請者である法人、残土を運搬している搬出業者及び残土を受入している受入業者の各法人にとって、取引先に係る顧客情報であって、各法人の事業活動の内容に関する情報であると考えられる。

また、排水設備計画確認申請書のうち、施工指定工事店に記載されている工事店の住所・名称・代表者氏名・電話番号及び指定工事店番号については、本件宅地造成許可の申請者である法人にとって、取引先に係る顧客情報であって、各法人の事業活動の内容に関する情報であると考えられる。また、排水設備工事責任技術者（設計担当、施工管理担当）の番号及び氏名についても、施工指定工事店の代表者に係る情報であることから、他の情報と同様、本件宅地造成許可の申請者である法人にとって、取引先に係る顧客情報であって、各法人の事業活動の内容に関する情報であると考えられる。

これらの情報を開示すると、各法人がその事業活動の過程で自ら開拓し、取引している顧客に関する情報を開示することとなり、そのことによって、他の業者との間で競争上不利な立場になるなど事業活動を損なうおそれがあると考えられる。

したがって、これらの情報は、本号アに該当する。

カ また、実施機関は、本件申立文書のうち、各図面に記録されている建築士の印の印影については、情報公開条例第7条第2項第5号の該当性を主張し、造成断面図、擁壁展開図、擁壁構造種別図及び擁壁の構造図以外の図面に記録されている建築士の印の印影については、本号の該当性について主張していないが、当審査会としては、以下の理由から本号該当性について判断した。

建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）において、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的として、その業務を誠実にを行い、建築物の質の向上に努めなければならないこと等が責務として課せられているとともに、建築士法第10条で建築士法や建築物の建築に関する他の法令等に違反する行為

等を行ったときに懲戒処分が行われる旨規定されており、建築士による建築物の設計等は、責務と責任を背景に業として行われていると言える。

このような事情を勘案すると、建築士の記名（氏名）及びなつ印（印）は、建築士として活動する以上、事業を営む個人の事業に関する情報であるということができ、その氏名については、建築士法第23条の8により都道府県知事が一般の閲覧に供している建築士事務所の登録簿でも、公にされている。

しかしながら、近年のいわゆる印鑑の偽造が社会問題化している背景を踏まえると、印鑑の印影については慎重な対応を取ることが求められている。そして、建築士の印の印影は、設計図書を発行するにあたって、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士の印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当する。

(6) 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された法人代表者印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立文書のうち、宅地造成に関する工事の許可申請書、委任状、残土受入承諾書及び排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書に記録された法人の代表者印の印影についてであるが、当該印影については、印影の文字自体から当該法人の代表者印であることが認められ、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

(7) 結 論

以上のとおり、実施機関が非開示とした情報のうち、別表に示した部分を情報公開条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

別表 情報公開条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当し、非開示が妥当であると判断した部分

| 文書名 | 非開示が妥当であると判断した情報及び非開示事由 | | |
|---------------------|-------------------------|--|-----------------|
| | 情報公開条例第7条第2項第2号 | 情報公開条例第7条第2項第3号ア | 情報公開条例第7条第2項第4号 |
| 宅地造成に関する工事の許可申請書 | | | 法人代表者印の印影 |
| 委任状 | | | 法人代表者印の印影 |
| 残土受入承諾書 | | 受入場所、搬出業者、受入承諾者の住所・名称・代表者氏名・電話番号 | 法人代表者印の印影 |
| 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書 | | 施工指定工事店（指定工事店番号、住所、名称、代表者氏名、電話）、排水設備工事責任技術者（設計担当（番号・氏名）、施工管理担当（番号・氏名）） | 法人代表者印の印影 |
| 一級建築士免許証 | 生年月日 | | |
| 位置図、公図の写し | | 建築士の印の印影 | |
| 求積図 | | 建築士の印の印影 | |
| 現況図 | | 建築士の印の印影 | |
| 造成計画平面図 | | 建築士の印の印影 | |
| 造成断面図 | | 全部 | |
| 排水計画平面図 | | 建築士の印の印影 | |
| 排水縦断面図 | | 建築士の印の印影 | |
| がけの詳細断面図 | | 建築士の印の印影 | |
| 擁壁展開図 | | 全部 | |
| 擁壁展開図 | | 全部 | |

| | | | |
|-------------------|--|----------|--|
| 擁壁構造種別図(変更後色塗りあり) | | 全部 | |
| 擁壁構造種別図(変更後色塗りなし) | | 全部 | |
| 擁壁施工上の注意点 | | 建築士の印の印影 | |
| 擁壁配筋図 2頁 | | 建築士の印の印影 | |
| 擁壁の構造図 - 2 | | 全部 | |
| 擁壁の構造図 - 2 | | 全部 | |
| 擁壁の構造図 2頁 | | 全部 | |
| 下水道の手引き 2頁 | | 建築士の印の印影 | |
| 防災計画図 | | 建築士の印の印影 | |
| 擁壁の計算書 41頁 | | 全41頁 | |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---------------------------|-------------------------|
| 平成14年3月13日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成14年3月22日 (第266回審査会) | ・諮問の報告 |
| 平成14年4月24日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成15年3月13日 (第280回審査会) | ・部会で審議する旨決定 |
| 平成15年9月4日 | ・実施機関から非開示理由説明書(追加分)を受理 |
| 平成15年12月12日 (第25回第二部会) | ・審議 |
| 平成15年12月25日 (第26回第二部会) | ・異議申立人から意見聴取 ・審議 |
| 平成16年1月16日 (第27回第二部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成16年1月30日 (第28回第二部会) | ・審議 |
| 平成16年2月26日 (第30回第二部会) | ・審議 |
| 平成16年3月12日 (第31回第二部会) | ・審議 |
| 平成16年4月28日 (第34回第二部会) | ・審議 |
| 平成16年5月14日 (第35回第二部会) | ・審議 |
| 平成16年5月28日 (第36回第二部会) | ・審議 |